

平成 30 年 月 日

長野市長 宛て

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会

委員長 田 中 榮 司

地方独立行政法人長野市民病院の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価について

このことについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 4 項の規定に基づき慎重に審議した結果、当評価委員会の意見は、別紙「地方独立行政法人長野市民病院の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価に関する意見書」のとおりです。